

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）（附則第十二条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(業務)</p> <p>第十四条の三 指定支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 生産、販売若しくは役務の提供の技術に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓を行うために必要とする資金の調達を図るために中小企業者が発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第六十六条第一号</u>に規定する短期社債を除く。）であつて、経済産業省令で定めるもの（以下「社債」という。）に係る債務を保証すること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(業務)</p> <p>第十四条の三 指定支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 生産、販売若しくは役務の提供の技術に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓を行うために必要とする資金の調達を図るために中小企業者が発行する社債（<u>短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一条第一項</u>に規定する短期社債を除く。）であつて、経済産業省令で定めるもの（以下「社債」という。）に係る債務を保証すること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> |